

# みやざき農畜水産物架け橋フェア実施に関する 業務委託企画提案競技実施要領

## 1 目的

みやざき農畜水産物架け橋フェア実施に関する業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

## 2 委託の内容

みやざき農畜水産物架け橋フェア実施に関する業務委託仕様書による。

## 3 契約上限額

20,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

また、委託料は委託業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

## 4 委託期間

契約締結の日から令和6年3月22日まで

## 5 参加資格要件

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者。

(3) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。

(4) 都道府県税に未納がないこと。

(5) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。

(6) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

(7) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去にこの業務委託と同種、同規模以上の業務の実績を有する者

## 6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページ及び農政水産部ホームページ（ひなた MAFiN）により公示

## 7 スケジュール

(1) 公告	令和5年8月21日(月)
(2) 事前説明会参加申込書の提出締切	令和5年8月24日(木) 12時
(3) 事前説明会	令和5年8月25日(金) 14時
(4) 質問等の締切	令和5年8月28日(月) 12時
(5) 企画提案競技参加申込書の提出締切	令和5年8月29日(火) 12時
(6) 企画提案書の提出締切	令和5年8月31日(木) 17時
(7) 審査結果の通知	令和5年9月8日(金) までに

## 8 企画提案競技の方法

### (1) 事前説明会の開催

日 時 : 令和5年8月25日(金) 14時から

場 所 : 宮崎県庁防災庁舎号館 53号室

事前説明会に参加を希望する者は、事前説明会参加申込書(別紙1)を提出すること。なお、説明会への参加は企画提案競技参加の必須条件ではない。Webでの参加も可能とする。

#### ① 提出先

下記12を参照

#### ② 提出期限

令和5年8月24日(木) 12時

#### ③ 提出方法

電子メール又はファックス(提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)

### (2) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書(別紙2)を提出すること。

#### ① 提出先

下記12を参照

#### ② 提出期限

令和5年8月29日(火) 12時

#### ③ 提出方法

電子メール又はファックス(提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)

### (3) 企画提案書の提出

#### ① 企画提案書の内容

本実施要領2「委託の内容」を参照の上、提案すること。

#### ② 提出書類

##### ア 企画書(8部)

- ・ 提出する企画案は、1案のみとする。
- ・ 書式はA4判とし、ページ番号を挿入する。

##### イ 見積書(原本1部、写し7部)

- ・ 業務委託仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。
- ・ 内訳は、税抜き表示を基本とする。

##### ウ 誓約書(1部)

- ・ 別紙3により提出すること

- ③ 提出先  
下記12を参照
- ④ 提出期限  
令和5年8月31日（木）17時
- ⑤ 提出方法  
持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）
- ⑥ 留意事項  
提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

#### （4）質問等

企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、企画提案競技質問書（別紙4）を提出すること。

- ① 提出先  
下記12を参照
- ② 提出期限  
令和5年8月28日（月）12時
- ③ 提出方法  
電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）
- ④ 問合せの内容及び回答  
軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。（質問者名は公表しない。）

#### （5）審査項目

以下の項目について評価を行う。

- ① 全体事項
  - ・委託業務の趣旨や目的等を十分に理解した提案がされているか。
- ② 企画内容
  - 1) 都心でのエリアを絞った飲食店フェア
    - ・高いPR効果が見込まれるエリア設定となっているか。
    - ・計画的な業務スケジュールとなっているか。
    - ・提案内容に独創性があるか。
    - ・プレゼントキャンペーンの企画等が効果的なPRができる提案となっているか。
  - 2) 東京食肉市場まつりでの事前PR
    - ・効果的なPRができる提案となっているか
  - 3) その他追加的取組
    - ・提案内容に独創性があるか
- ③ 業務管理体制
  - ・業務を安定的に実施することができる必要な人材や体制が確保されているか。
  - ・経費は経済的な積算となっているか。

#### （6）選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

(7) 審査の通知

令和5年9月8日(金)までに、受託候補者の採択・不採択にかかわらず通知する。

(8) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ② 提案書を期限までに提出しないとき
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 契約上限額を周知して実施した場合において、提案の内容が契約上限額を超えているとき
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(9) (8)に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の方法

(1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。

(2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の受託候補者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

10 契約保証金

宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第101条の規定による。

11 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 委託料の支払い方法は、精算払いとする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。

12 書類提出及び問合せ先

- (1) 住所 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- (2) 担当 宮崎県農政水産部農業流通ブランド課ブランド担当 (担当 中原、甲斐)
- (3) 連絡先 電話番号 0985-26-7127  
ファックス番号 0985-26-7332  
メールアドレス [nogyoryutsu-brand@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:nogyoryutsu-brand@pref.miyazaki.lg.jp)

## みやざき農畜水産物架け橋フェア実施に関する業務委託仕様書

### 1 業務の目的

東京都の中心部（以下、都心という。）において、「みやざきブランド」を中心とする宮崎県産農畜水産物を取り扱うプロモーション及びキャンペーンを行うことで、料理を通して本県農畜水産物の良さを実感してもらい、認知度と購買意欲の向上及び本県農業の活性化を図る。

### 2 業務の名称

みやざき農畜水産物架け橋フェア実施に関する業務

### 3 委託期間

契約締結の日から 令和6年3月22日（金）まで

### 4 業務委託の内容

#### （1）都心でのエリアを絞った飲食店フェアの企画・運営

##### 1）フェアのイメージ

- ・都心の一定のエリアにおいて、飲食店等と連携し宮崎県の農畜水産物の魅力を発信するフェアを開催する。
- ・フェアに参画する飲食店への来店者に対し、宮崎県産農畜水産物の良さや生産者の思いを実感してもらうとともに、新たな食べ方との出会いを楽しんでもらう。

##### 2）開催時期と実施期間

令和5年12月から令和6年2月末までの期間の中で1か月間程度実施

##### 3）フェア実施店舗の条件

- ・「みやざきブランド」を中心とする宮崎県産の食材を使ったメニューを提供すること。
- ・「宮崎牛」を使ったメニューを提供する店舗が含まれていること。
- ・フェア開催期間中はメニューの提供を継続すること。ただし、コロナの影響等、やむを得ないと認められる事情により中止する場合は、この限りではない。

##### 4）実施規模

- ・実施店舗数：30店舗以上を想定

##### 5）開催エリア

- ・乗り入れ路線数が多い主要な駅及びその周辺を含むエリアを想定
- ・駅及び周辺の飲食店等の利用者に対し、効率的・効果的に「みやざき」をPRできるエリア

##### 6）プレゼントキャンペーンの実施

- ・SNS等を活用し、当選者にプレゼントするキャンペーン等を実施する。

##### 7）PRグッズの作成

- ・みやざきブランドのPRにつながるグッズを作成し、フェア期間中のプレゼント等で活用すること。

なお、作成するグッズはフェア実施後でも活用可能なグッズとし、内容と個数については農業流通ブランド課担当者と十分協議すること。

## 8) 効果的なPRの実施

- ・ビジュアルイメージを作成し全体で統一のとれたイメージのものとするため、統一感のあるデザインで、コンテンツ、ロゴ、ポスター、チラシなどを作成すること。
- ・フェアを実施することについて、特設サイト開設などの広報の方法、時期を十分検討し、効果的なPRを実施すること。
- ・エリアの装飾を含め集客力の高い魅力ある内容とすること。
- ・都心に店舗を持つ著名なシェフ等による「宮崎牛」を使ったメニューを開発して、料理のデモンストレーション動画を配信する等フェアの目玉となる取組を企画すること。

## 9) 効果検証の実施

- ・「フェア参加者における宮崎県産品への関心が高まった人の割合」を把握し、実施したフェアの効果検証を実施すること。また、その結果を取りまとめること。

## (2) 「東京食肉市場まつり」での事前PRの実施

### 1) 注目を集め、みやざきブランドをPRするためのフォトスポットの作成

- ・持ち運び可能なトリックアート等の作成  
(組立トリックアート及びパンチカーペット (サイズ: W2040mm×H2040mm×D990mm、素材: (壁面) ターポリン (地面) ラバーシート、裏はゴム) を想定)
- ・デザインは「みやざきブランド」の農産物を使ったものとし、対象は幼児から小中学生を想定
- ・サイズやデザインについては農業流通ブランド課担当者と十分協議すること。
- ・10月14日からの展示が可能であること。

### 2) フェア告知用チラシ(概要版)の作成

- ・フェア開催告知用チラシ(概要版)を、10月13日までに作成し農業流通ブランド課担当者が指定する場所に納品すること。その際、特設サイトを設置し、「詳細についてはウェブで」など興味を持っている人をつなぎ止め、フェアの詳細を後日告知できる方法がとれるようにすること。
- ・10月時点での特設サイト(仮)については、詳細を「coming soon」などと表示するなど、今後詳細が決まっていくという事が分かる表現にしてよい。

## (3) 上記の4(1)、(2)の項目については必須事項とし、その他効果的な取組についての提案も認める

## 5 報告書の作成

### (1) 報告書の書き方

- ・フェアの実施内容の他、効果検証について章立てをして記載すること。
- ・実施した内容については写真を多用して記載するなど、視覚的に分かりやすい報告書とすること。
- ・報告書は紙ベースで2部提出すると共に、そのデータを農業流通ブランド課担当者へ提出すること。

なお、報告書に利用した写真のデータも同時に提出し、今後県が活用できる状態にすること。

(2) 効果検証について

- ・「フェア参加者における宮崎県産品への関心が高まった人の割合」について記載し、フェアについての効果検証結果を記載すること。
- ・アンケートの場合はその母数について記載すると共に、有意差検定が可能な場合には検定を実施すること。
- ・収集データについて、エクセル若しくはCSVデータで提出すること。

6 契約上限額  
20,500 千円

7 その他

- (1) 本件業務の実施にあたっては、関係法令を遵守し、宮崎県と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- (2) 作成された成果品及びそのデザインや写真等のデータ等すべての著作権は、宮崎県に帰属する。  
但し、県以外が発行する有償配布の印刷物に対する二次使用は行わない。
- (3) 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処置は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- (4) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (5) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

<第5条関係>

**審 査 基 準 表**  
(みやざき農畜水産物架け橋フェア実施に関する業務委託)

審査項目	審査内容	配点	総合
1 全体事項	委託業務の趣旨や目的等を十分に理解した提案がされているか	15	15
2 企画内容			
(1) 都心でのエリアを絞った飲食店フェア			
エリア設定	高いPR効果が見込まれるエリア設定となっているか。	20	70
スケジュール	計画的な業務スケジュールとなっているか。	10	
独創性	提案内容に独創性があるか。	15	
PR	プレゼントキャンペーンの企画等が効果的なPRができる提案となっているか。	10	
(2) 東京食肉市場まつりでの事前PR			
PR	効果的なPRができる提案となっているか	10	
(3) その他の追加的取組			
独創性	提案内容に独創性があるか	5	
3 業務管理体制			
運営体制	業務を安定的に実施することができる必要な人材や体制が確保されているか。	10	15
経済性	経費は経済的な積算となっているか。 (※以下の方法で計算し小数点第一位を四捨五入した値を採点とする) ※ = (1 - 提案者見積額/予算上限額) × 配点	5	
合 計		100	100

**【審査方法】**

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。  
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の合計点数が最低基準点である400点(満点800点×5割)以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である50点(満点100点×5割)以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。